

岸和田市貝塚市クリーンセンター受入基準

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第6項に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

1. 搬入できない物

項 目	主な具体例
構成市域外廃棄物	岸和田市及び貝塚市以外から排出された廃棄物
一般廃棄物に該当しない物	産業廃棄物（業務用プリンター・レジスター等）・石・砂・土等
家電リサイクル法対象物	エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機等
資源有効利用促進法対象物	パソコン等
自動車リサイクル法対象物	自動車・自動車部品・原動機付き自転車・自動二輪車等
引火性のある物	ガソリン・灯油・石油類・シンナー・廃油・オイル類・油性塗料等及びそれらの残留した容器類・金属粉等
危険性のある物	各種ボンベ・消火器・バッテリー・注射針等
有害性のある物	劇薬（薬品・硫酸・硝酸等）・農薬（殺虫剤・消毒剤等）・水銀等
著しく悪臭を発する物	動物の死体・ふん尿等
処理困難物	タイヤ(自転車用を除く)・FRP製品・石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール等・スレート・耐火金庫・オイルヒーター・温水器・ソーラーパネル・ソーラー給湯器・エンジン・圧縮機・発電機等機械類・液状や泥状の物・体積や重量が著しく大きい物
その他	クリーンセンター若しくはその周辺の環境を悪化させ、クリーンセンターにおける処理を著しく困難にし、又は、クリーンセンターの機能に支障を生じさせるおそれのある物

2. ごみ処理施設棟（焼却棟）へ搬入できる物（下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載）

項 目	条 件	主な具体例
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 90リットル袋（長辺100cm程度）に入る物で重量20kg以下 ・ ロープ・ホース・ひも状等は、長さ180cm以下 	厨芥類・繊維類・プラスチック類・小枝等・笹等
絨毯等	・ 6帖以下、紐で縛った状態	カーペット・ブルーシート等
タイルカーペット	・ <u>50枚まで</u>	タイルカーペット

3. リサイクルプラザ棟へ搬入できる物（下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載）

項 目	条 件	主な具体例
家具等粗大ごみ	・ 最大辺180cm以下、鏡やガラスを取り外した状態	タンス・化粧台・食器棚等
木材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝払いした状態 ・ 直径20cm未満の物は、長さ150cm以下 ・ 直径20cm以上25cm未満の物は、長さ50cm以下 ・ 直径25cm以上の物は、受入不可 	植木・板切れ等
竹	・ 直径20cm未満の物は、長さ100cm以下	竹
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電リサイクル法等に該当しない物 ・ 蛍光灯や乾電池、バッテリー等を取り外した状態 	照明器具・電磁調理器・おもちゃ等
火気器具	・ 燃料や乾電池等を取り外した状態	ストーブ・ファンヒーター等
資源ごみ	・ 中を空にした状態	缶・びん・ペットボトル等
畳	・ <u>10畳まで</u>	畳
瀬戸物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大辺30cm以下 ・ 最大辺50cm以下の箱に入れ、<u>5箱まで</u> 	陶器・タイル・鏡・ガラス・化粧品等のビン等
レンガ	・ 最大辺30cm以下、 <u>10個まで</u>	レンガ
ブロック	・ 最大辺30cm以下、 <u>10個まで</u>	ブロック
瓦	・ 最大辺30cm以下、 <u>10枚まで</u>	瓦
建具	・ 最大辺180cm以下、 <u>10枚まで</u>	網戸・雨戸・襖・障子等
波板等	・ 最大辺180cm以下、 <u>10枚まで</u>	ビニール製波板・トタン板等
配管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼び径50A以下の物は、長さ180cm以下 ・ <u>10本まで</u> 	ビニール製配管
樋	・ 長さ180cm以下、 <u>10本まで</u>	塩化ビニール製樋・金属製樋
蛍光灯	・ 40W以下の物は、長さ120cm以下、 <u>20本まで</u>	直管型蛍光灯・電球型蛍光灯等
スプリングマット	・ <u>2枚まで</u>	ボンネルコイルマットレス等

注意事項	材質や寸法、形状等で搬入できない場合があります。不明点等は、事前にお問い合わせしてください。事業活動によって排出された物で金属やプラスチック等は産業廃棄物に該当するため搬入できません。
-------------	--